



# 郡山市から市外へお引越しの方へ

# 転 出

郡山市から転出される方の主な手順のご案内です。

※本人もしくは同世帯の方以外が転出届をする場合、委任状が必要です。  
 その他手順に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください



詳しくは郡山市ウェブサイトへ



こおりやま広域圏転出者アンケート

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口								
			担当課	行政センター	郡山市市民サービスセンター 火～金曜日 10時～17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘市民サービスセンター					
共通	<input type="checkbox"/> 転出届	●転出証明書をお渡しします ※転出先に提出し、転入手続をしてください ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードで転出される方はお問合せください □本人確認書類(運転免許証など) □委任状(代理人が手続する場合)	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○				
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	●印鑑登録証をお返しく下さい		○	○	×	○				
こども	<input type="checkbox"/> 児童手当 ※お引越し先で、転出予定日の翌日から数えて15日以内の届出が必要	●担当課へお問い合わせください ※受給者(保護者の方)と児童が別居になる場合は、忘れずにお問合せください	子育て給付課 給付係 (ニコニコ こども館2階) 024-924-2411	○	○	×	○				
	<input type="checkbox"/> こども医療費助成	●児童の転出：喪失の手続きをしてください □受給資格者証(返還) ※新住所地への転入日以降の医療費は助成できません		○	○	○	○				
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	●担当課へお問い合わせください		○	×	×	×				
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成	受給者の転出：喪失の手続きをしてください 児童のみの転出：□住所変更届・申立書		○	×	×	×				
	<input type="checkbox"/> 妊産婦健診	●転出先に母子健康手帳をお持ちになり手続をしてください	こども家庭課 母子保健係 (ニコニコ こども館3階) 024-924-3691	/							
	<input type="checkbox"/> 乳幼児健診										
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病	●転出先に受給者証をお持ちになり手続をしてください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163								
	<input type="checkbox"/> 予防接種	●転出先に母子健康手帳をお持ちになり手続をしてください									
<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・こども園	●担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎3階) 024-924-3541									
<input type="checkbox"/> 学校	●転学通知書をお渡しします ※転出校に提出し、在学証明書等必要書類を受け取ってください 新住所地で転入学指定通知書を受け取り、転出校からの在学証明書等と一緒に新しい学校に提出してください	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	○					○	×	○	
国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	●手続不要 ※新住所へ転入後、郵送で国民健康保険の保険証をお返しく下さい	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141  (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 (西庁舎1階) 024-924-2146					/			
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	●喪失の手続きをしてください □後期高齢者の保険証 □本人確認書類 □その他各種認定証 □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類 ※県外へ転出する場合は後期高齢者医療負担区分等証明書の交付、県内他市町村へ転出する場合は異動連絡票を交付します									
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金	●20歳以上60歳未満で年金を受給していない方 海外へ転出する方のみ手続が必要です。 担当課へお問合せください ●年金受給中の方 手続が必要な方と不要な方がいますので転出先にお問合せください		/							

(裏面につづく)

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター
高齢者	<input type="checkbox"/> 介護保険	●喪失の手続をしてください ●要介護認定を受けている方は認定継続の手続をしてください □介護保険被保険者証 (認定を受けている方は、その他各種証書等も)	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	×	○
	<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳	●転出先で手続をしてください ※精神障害者保健福祉手帳については郡山市での申請は不要(転出先での手続のみ)	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ ※身体障害者手帳のみ	×	×	×
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がい者(児) 手当	●担当課へお問合せください	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163	○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成	●担当課へお問合せください	○ ※精神障がいは除く	×	×	×	
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください	①障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	/			
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療	●担当課へお問合せください  ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症課	②こども家庭課 母子保健係 (ニコニコ こども館3階) 024-924-3691  ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	<input type="checkbox"/> 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問合せください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
<input type="checkbox"/> 原付・小型特殊自動車	●担当課へお問合せください	市民税課 (西庁舎2階) 024-924-2081					
<input type="checkbox"/> 納税管理人申告書	海外転出時は、転出者に代わって税を納める方を届け出てください(個人市県民税、固定資産税)	市民税課 024-924-2081 資産税課 024-924-2091 (西庁舎2階)	○				
税金	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) ②三輪以上の軽自動車		① 東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉 050-5540-2015 ② 軽自動車検査協会コールセンター 福島市吉倉 050-3816-1837				
	<input type="checkbox"/> 水道の使用中止	●水道の使用中止の手続がありますので担当課へお問合せください(土・日曜日、祝休日を除く3日前までに行ってください) ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービスセンター 024-932-7641	/			
<input type="checkbox"/> ごみ	●引っ越しに伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入(手続をすると無料となるものもあります)するか一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください	5R推進課 (本庁舎1階) 024-924-2181	○				
その他	<input type="checkbox"/> 飼い犬の登録	●郡山市での手続は不要です ※転出先で手続が必要な場合がありますので、転出先にお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157	/			
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に関すること	●郡山市営住宅管理センターへお問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100				
	<input type="checkbox"/> 市営墓地に関すること	●担当課へお問合せください	東山霊園管理事務所 024-955-2107 環境政策課 (本庁舎1階) 024-924-2731				

※日本人の方で、海外へ転出し、その後、日本国内へ再転入する場合は、「パスポート」、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」が必要となります。